

## 国立大学法人高知大学教員のサバティカル研修に関する規則

平成 24 年 3 月 28 日  
規則 第 82 号

最終改正 令和 3 年 9 月 10 日規則第 20 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学教員の研修に関する規則第 3 条の 2 に基づき、国立大学法人高知大学(以下「本学」という。)の教員のサバティカル研修の実施に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教員 国立大学法人高知大学職員就業規則(以下「就業規則」という。)第 3 条第 1 項第 1 号に定める大学教員のうち、教授、准教授、講師及び助教(就業規則第 3 条第 2 項の各号に定める職員は除く。)をいう。
- (2) サバティカル研修 教員の研究能力及び資質の向上を図るため、教員の担当する職務の全部又は一部を一定期間免除し、その代替・支援措置を講じたうえで、教員自らが主体的に調査研究に専念する研修をいう。

(資格)

第 3 条 サバティカル研修に従事することができる教員は、次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) サバティカル研修期間の始期において、本学の教員として勤務を開始した日又は前回のサバティカル研修の終了した翌日から継続して 6 年以上勤務した者
- (2) サバティカル研修申請時において、直近の過去 6 年間の高知大学教員評価の評価結果が、3 回以上 S 又は A 区分である者
- (3) サバティカル研修申請時の年度において満 60 歳未満の者

(期間等)

第 4 条 サバティカル研修の取得期間は、1 年以内の継続した期間とする。

- 2 前項の期間の始期は、4 月又は 10 月とする。ただし、サバティカル研修の期間、内容、代替・支援措置等に応じて始期又は終期を弾力的に取り扱うことができるものとする。

(定員)

第5条 サバティカル研修に従事することができる教員は、若干人とする。

(候補者の推薦等)

第6条 サバティカル研修を希望する教員（以下「研修希望教員」という。）は、当該サバティカル研修実施年度の前年度の9月1日から9月30日までの間に、所属する部門の長を通じ、サバティカル研修申請書（別紙様式第1号）により学系長に申し出なければならない。

- 2 学系長は、研修希望教員の担当する職務に支障がないことを確認のうえ、教育研究部会議を経て研修実施年度の前年度の10月31日までに学長に推薦するものとする。
- 3 前2項の推薦等の状況によっては、追加の申出及び推薦を行うことができるものとする。

(選考)

第7条 学長は、前条により学系長から推薦のあった者のうちから、役員会の議を経てサバティカル研修に従事する教員（以下「研修従事教員」という。）を決定し、その結果を推薦のあった学系長に通知する。

- 2 学系長は、その結果を部門長に通知し、部門長から申請者に通知することとする。

(代替措置等)

第8条 サバティカル研修の期間中は、研修従事教員が担当する職務の全部又は一部を免除し、研修従事教員が所属する部門において代替・支援措置を講ずるものとする。

- 2 教育業務に関しては、可能な限り当該学部及び専攻において代替・支援措置を講ずるものとし、これによれない場合は非常勤講師を大学負担により雇用することができるものとする。

(身分等の取扱い)

第9条 研修従事教員は、本学の職員としての身分を有し、給与については国立大学法人高知大学職員給与規則及び国立大学法人高知大学年俸制適用職員給与規則の定めるところにより支給する。

- 2 研修従事教員のサバティカル研修期間中の兼業は認めない。ただし、特別の事由があるときは、事前に学長の承認を得て、国立大学法人高知大学職員の兼業に関する規則の定めるところにより兼業に従事することができる。

(出張、研修等の手続)

第 10 条 研修従事教員は、研修期間中に勤務場所若しくは研修場所を離れて調査研究を行う場合は、出張、研修の所定の手続を経なければならない。

(研修終了後の義務)

第 11 条 研修従事教員は、研修期間終了後から 90 日以内に、サバティカル研修結果報告書（別紙様式第 2 号）を学長に提出するとともに、当該部門において報告会を実施しなければならない。

2 研修従事教員は、研修期間終了後、サバティカル研修の成果を活かし、本学における教育研究の発展への貢献に努めなければならない。

(雑則)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、サバティカル研修の実施に必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 27 日規則第 107 号）

この規則は、平成 25 年 3 月 27 日から施行し、平成 24 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（平成 26 年 9 月 24 日規則第 30 号）

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 26 日規則第 15 号）

この規則は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 19 日規則第 58 号）

この規則は、令和 3 年 3 月 19 日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 10 日規則第 20 号）

この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

サバティカル研修申請書

年 月 日	
国立大学法人高知大学長 殿	
所 属 職 名 氏 名 (自署)	
国立大学法人高知大学教員のサバティカル研修に関する規則第6条第1項の規定に基づき、サバティカル研修に従事したいので、下記のとおり申請します。	
記	
1. サバティカル研修の概要 (別紙添付可)	
2. サバティカル研修の期間	年 月 日から 年 月 日まで
3. サバティカル研修実施機関・所在地	
4. 本学勤務期間又は前回のサバティカル研修終了後の勤務期間	年 月 日から 年 月 日まで ( 年 ヶ月)
国立大学法人高知大学教員のサバティカル研修に関する規則第6条第2項の規定に基づき、サバティカル研修候補者として上記の者を推薦します。	
年 月 日	
学系長	

\*他機関でサバティカル研修を実施する場合は、サバティカル研修実施機関からの応諾書をサバティカル研修開始までに提出すること。

サバティカル研修結果報告書

年 月 日		
国立大学法人高知大学長 殿		
所 属 職 名 氏 名 (自署)		
国立大学法人高知大学教員のサバティカル研修に関する規則第11条第1項の規定に基づき、サバティカル研修を終了しましたので、下記のとおり報告します。		
記		
1. サバティカル研修の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
2. サバティカル研修実施機関・所在地		
3. サバティカル研修の概要（成果等） （別紙添付可）		
国立大学法人高知大学教員のサバティカル研修に関する規則第11条第1項の規定に基づき、上記の者のサバティカル研修が終了したことを確認した。		
年 月 日		
学系長		